

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 事件の概要 沖縄県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うちま地区内賃貸工場（以下「本件建物」という。）を県の許可なく不法に占有している者に対して、本件建物内の機械設備等を収去するよう求めてきたが、これに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。

3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

被告 那覇市おもろまち1丁目2番17号A I W A P L A Z A 302

株式会社R S C ホールディングス 代表取締役 杉山明

4 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、本件建物内の機械設備等を収去し、本件建物を明け渡せ。
- (2) 被告らは、原告に対し、本件建物を明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について本件建物使用料相当額及び年利5パーセントの損害賠償金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 本件建物内の機械設備等の所有者が被告ら以外の者であることが判明した場合は、当事者を追加又は変更するものとする。
- (2) 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。